

令和3年第418回信濃町議会定例会2月第2回会議会議録(3日目)

(令和3年2月18日 午後1時55分)

●議長(森山木の実) 休憩を解き、会議を開きます。

通告の4、伊藤博美議員。

- 1 核兵器禁止条約発効にあたって
- 2 令和3年度予算について
- 3 高齢者の聞こえの支援について

議席番号4番・伊藤博美議員。

◆4番(伊藤博美) 議席番号4番・伊藤博美でございます。最初に、核兵器禁止条約の発効にあたってということで、質問をさせていただきます。1月22日に、核兵器禁止条約が発効いたしました。歴史上初めて違法化されたわけであります。これにより、核兵器の使用を含め、あらゆる活動が禁止されました。条約の発効は、核兵器廃絶へ、大きな一歩を踏み出したと言えると思います。これは1970年代から始まり、日本国内で9割を超える1653自治体に広がっている非核宣言運動も大きな役割を果たしてきたと思います。この町議会におきましても、平成30年第415回議会定例会3月会議の最終日に、発議第4号として、提出された批准の手続きを進めることを求める意見書は、圧倒的多数で可決されました。町は、非核都市宣言を行っております。横川町長は、毎年、夏に行われております国民平和大行進の信濃町の出発式に参加され、行進団へのあいさつ、あるいは欠席の場合には、メッセージを送られております。それだけに、核兵器禁止条約の発効にあたって、私は熱いものがあるのではないかと感じております。最初に、町長の思いの程を伺いたいと思います。

●議長(森山木の実) 横川町長。

■町長(横川正知) 伊藤博美議員さんの一般質問に、お答えをさせていただきたいと思っております。今、核兵器禁止条約発効にあたってのお話があったわけでございます。2017年の7月に国連において条約が採択され、今年1月22日、批准国が50か国以上に達したということで、この条約が発効されたというふうに承知をしております。また、この間、国内の自治体、議会でも趣旨採択も含めて、約30パーセントの地方議会の意見書採択が行われているということは、承知はしております。私、町長としての思いと言いますか、様々な中で核兵器の平和理論と言いますか、核兵器のない世界、このことは、究極の大事な目標であろうと思っております。そのことについては、全く異論はないわけでございますが、現実置かれている日本の外交、防衛、安全保障、これらを総括的に、日本政府も、見解を発表されておりますが、いずれにしても、先程言いました、この国連の条約発効に伴って、日本政府が更に一層、外交、防衛、そしてまた安全保障という国の先見的な最も大事な事項について、世界平和につなげる、そしてまた、核兵器のない世界作りに、その旗振り役として先頭に立って頑張ってください、そのことを心から

期待をするということです。

●議長(森山木の実) 伊藤議員。

◆4番(伊藤博美) 地方議会は、地方自治法第99条の規定に基づいて意見書を国会に提出することができます。疎外、批准を求める自治体は全国都道府県、市区町村合わせて1788自治体のうち、先ほど町長が申し上げました519の自治体、およそ29パーセントで決議されております。また、世論調査でも条約への参加すべきが72パーセントも達しており、答えは明瞭であります。私は1日も早く、日本の政府が署名と批准することを改めて求めるものであります。

次に、予算の関係について若干、ご質問させていただきます。実は、今回の予算書を見まして、コロナのこの字がなかなか見つからないなということで、ちょっとびっくりしました。本来ですと、もう少しコロナ関係の予算が盛り込まれているのかなというふうに思ったのですが、なかなかそれが見つからなかった。そこでひとつは、地方自治の財源は非常に厳しいということは、町長の冒頭の今回の再開に当たっての挨拶でも述べられたとおりであります。そこで、財源の確保ということでもって、若干、確認しながらいきたいと思っています。この観点から見てみますと私は、結論から言えば、そうは言っても様々な財源措置が行われて、そして、通常の財政運営を行うだけの財源は確保されているのではないかなというふうに感じております。ただ、予算書を見たときに、地方交付税が大変減らされていたというのでちょっと驚きました。全国的には、確か5.1パーセントぐらいは増額になっているというふうに認識しておりましたので、それが信濃町の場合には、若干減ってきているということでありました。先日の予算内容の質問の時にも同僚議員から出されましたが、この地方交付税の5500万円が減額されてきているということについて、なぜ減額されてきているのか、改めてお聞きしたいと思います。

●議長(森山木の実) 小林総務課長。

■総務課長(小林義之) 私の方から交付税の関係ですので、説明をさせていただきますが、交付税につきましては、国の予算上では増となっております。税収がコロナの影響で各地方公共団体、減収するということで、国が交付税、また臨時財政対策債を増額する中で対応するというような、地方財政計画をもって行っております。ただ、交付税の算定につきましては、やはり基本的に大きな金額でありますので、町として予算化に当たりましては、慎重に数値の算出を行っております。予算審議の中でも説明をさせていただきましたけれども、国勢調査が令和2年12月にありまして、その辺で新しい人口での算出となります。そういう部分でも、人口の数値的にも減少となった数字で交付税も算定されるようになりますので、その辺の部分も加味する中、また個々の項目ごとに算定をし直しまして、今回の5500万円ですが、減少の額を算出して、予算として計上したところでございます。

●議長(森山木の実) 伊藤議員。

◆4番(伊藤博美) 5500万円という額は、こうした小さな自治体にとってみれば、非常に大きな額というふうに思っております。ただ併せて、この臨時対策債など期限付きのものが、昨年より2種類増えまして、対策債、確か昨年の倍ぐらい。あるいは、今借金してもいいのですよということが、盛り込まれていて、倍の対策債の金額が載っております。これも、全国的には74パーセントから増えてはきているのですが、当町の場合には、財源確保のために昨年の倍と倍以上のものを出してきたのだらうというふうに承知しております。コロナ等などの負債が来る中で、財源が非常に厳しいということはお分かりです。ただ、もうひとつ、第三次補正の関係との絡みについて、若干お聞きしたいなと思っております。私、今回の予算の中で、補正がある程度絡んでくるのかなと思っておりましたけれども、そういったものが入っていなかったということでありました。閣議決定はされたけれども、まだなのかなというふうに思っております。また政府の方でも、15か月予算というようなことも言っておりますので、その中で、組み合わせるのだらうということも承知しております。この第三次の補正予算、だいたいの見積りなんていうことは分かるのでしょうか。

●議長(森山木の実) 横川町長。

■町長(横川正知) 今、お話がありましたように、第三次の国の補正の段階で、それぞれまたコロナ対策ということで、臨時交付金と言いますか、数字が示されました。私も信濃町には、約1億2000万円という数字が示されたわけです。確か昨年の一時補正と言いますか、あの時は7000万円ぐらいだったかなと思うのですが、今回1億2000万円ということでございます。ちょっと補足的に申し上げますが、例えば、令和3年度の当初予算の中でも、コロナ関連とすれば、昨年度に引き続いての資金融通と言いますか、融資をした利子補給とか、そういったことについては、それような基金を活用して、予算にも組み込みをさせていただいてあるということでございます。この三次補正のコロナ対策でございますが、昨日ですか、ご質問があって、お答えしたと思うのですが、交付決定と言いますか、その内示額が示されるのが比較的、国会の関係もありまして、そんな早い段階ではなかったというようなことで、しかもまた、町の令和3年度の新年度予算、事情によりまして、約20日ぐらい早めて対応をしなければならなかったということもありまして、それと合わせて補正予算を組むというのは、ちょっと事務的にも無理があったということもございます。いずれにしても、対応についてはスピーディーにやらなければいけないということもございます。今、令和3年度の新年度予算をご審議いただいているわけでございますが、早いうちに、そのコロナ対策の補正予算をお出しして、そしてまた議決決定をいただき、早めに対応できるようにということで今、段取りを進めているところでございます。

●議長(森山木の実) 伊藤議員。

◆4番(伊藤博美) 金額が約1億2000万円ということございました。一刻も早く、交付金が来次第、補正を組んでいただいて、議会の方へまた提出していただければと思

ます。この問題でもう1点、住民との課題ということでお聞きしたいと思います。これ私、回って行つた中で聞いてきた声の話なのですが、信越病院が建設されて、建設するのだということの決議をしてくれて、非常にありがたいと。ところが、今話題になっていないのが、いわゆる病院の統廃合、病床の削減等、あの課題はどうしたんだねというふうに、よく聞かれます。私の方も病床削減や、あるいはまた、統廃合ということも頭の中にはありましたけれども、なかなか具体的な行動は出てこなかったなということで、病院の新建設の方にだけ、取られていたかなというふうに思っております。そこで、統廃合や病床削減にも、この地域医療構想について、そうは言っても厚労省はあきらめているわけじゃないのですよね。これ、昨年12月14日の検討会では、これまでどおり実施していくことを決めております。また、これに先立って行われております11月26日には、各都道府県知事に対しても、地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金の実施についてという、こうした通知まで出しております。新病院建設に向かっている、忘れがちになってきたなというふうに思っているのですが、この問題は考えなくていいのかどうかということについて、お聞きしたいと思います。

●議長（森山木の実） 横川町長。

■町長（横川正知） 病院の統合等々の話で、地域医療構想との、国が進めていると言いますか、その兼ね合いの話も含めてであります。1点整理しておきたいのは、地域医療構想そのものについては、今お話しのように国つまり厚生労働省も、そのまま進めるという意志を持って対応していると思っております。私は、地域医療構想そのものは、近い将来の医療のあり方と言いますか、体制をしっかりと構築するという意味では、大変重要な構想になってくるのではないかなというふうに思っております。ただ問題は、私どもは、自治体病院をもっている中で2年ほど前に、病院の統廃合、言ってみれば、国が勝手な基準で、勝手な方針を示し、勝手に公表したということで、私自身も、ある面では、強い怒りを覚えたわけですが、それはそれとして今、信越病院のいわゆる新築計画、直接的には地域医療構想とは、直接的には影響してこないということでございます。これ、なぜかと言いますと、私ども信越病院は、改築に当たって、その前から時代に即した病床数ほどの程度がいいかということ、もう検討を始めてきたわけです。結果として、今の97床を若干、介護医療病床の配置の問題もありますけれども、結果として52床にするということでありまして、ベッドの削減率等々については、医療構想の中でも、実はあるのです。ただ、私どもは、医療構想に踏まえて、そのことが減少したということではありませんので、結果的にその方向とは理念が一致したのかなというふうに思うわけでありまして、したがって、地域医療構想によって、病院の新築問題と言いますか、改築問題が大きく左右されたということはないと。ただ、今までの議論の中で、ひとつはその地域医療構想の中で、対応をした部分については、財政上の措置もしますよというようなことも言われている時期もあったわけですので、これについては、今後も注視して、しっかりと対応をしていきたいと思っております。

●議長（森山木の実） 伊藤議員。

◆4番（伊藤博美） 一住民としては、少しは安心をいたしました。このまま新病院の建設に向かって、是非ひとつ力強く、私たちも協力をしていきたいなと思っております。

もう1点、75歳以上の窓口の関係について、医療費窓口負担には例の引き上げということがあります。コロナ危機の元で行われるわけですから、非常に弱者に取って、弱い人たちにとってみたら、大きな痛手だなというふうに思っております。これ、どうなのでしょう。町の対象者は何人ぐらい、そしてまた1人当たりの負担額というのは、平均でどのくらいになるのか、お示しいただけたらと思います。

●議長（森山木の実） 柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長（柄澤 豊） 議員さん、おっしゃるとおり、団塊の世代が75才となり始める令和4年度以降、現役世代の負担が大きく上昇されることが想定される中で、現役世代の負担を抑制しつつ、すべての世代が将来に渡って安心できる、社会保障制度を構築する必要があるということから、後期高齢者であっても、その負担能力に応じて、一定所得以上の方については、医療費を2割とすることが、令和2年12月15日に閣議決定をされているところでございます。施行日につきましては、令和4年10月1日から5年3月1日までの間で、政令で定めるというふうに聞いてございます。2割負担の所得基準でございますけれども、課税所得が28万円かつ年収が200万円以上、単身世帯の場合、複数世帯の場合で若干違うのですけれども、年収200万円以上から、3割負担が383万円以上になりますので、その間の方が2割負担ということになります。ざっと試算をしたのですけれども、令和3年1月末現在の数字で言いますと、今被保険者数が1781人中1割負担が1728人、ほとんどが1割負担です。3割負担の方が53人でございます。その内、今申し上げました課税所得28万円以上、年収200万円以上383万円未満の対象者は、ざっと試算しますと265人になります。現在1割負担の方の15.3パーセントの方が2割対象となる見込みでございます。平均負担額が、ちょっとどのくらいかということなのですけれども、医療費負担額ということによろしいかと思うのですが、対象者の方の医療費負担額ということになりますと、それぞれの医療の受診状況が異なりますので、試算が難しいのですけれども、正確に数字を拾うとすると、2割負担の想定される方のすべてのレセプトを拾って、負担額を積み上げないと、それで割り返さないと出ないということで、それはちょっとできませんでしたので、あくまで参考でございますけれども、令和元年度の実績で信濃町後期高齢者の年間総医療費が約15億6000万円です。1人当たりに換算すると、年間85万7000円ほどです。単純に年間86万円として、1割負担の方が自己負担1割ですので、8万6000円、2割になりますと17万2000円というふうになります。3割負担は25万8000円となるのですけれども、この計算でいきますと、先程申し上げました265人の方は、今まで8万6000円でありましたけれども、17万2000円を年間、ご負担いただくという計算になります。ただし、現状75才以上は、特例で高額療養費という制度がございまして、自己負担が、例えば外来で年間上限14万4000円、1か月の場合は1万8000円を超えると、その超えた分が戻ってくるということになりますので、単純に計算して、2割の方は14万4000円を超えれば、その分は返ってくるということになりますので、そういうことでございます。ちょ

令和3年第418回信濃町議会定例会2月第2回会議会議録（3日目）

つと費用を算定するの、なかなかむずかしいのですけれども、2割の方、今まで8万6000円だったのが、14万4000円になるというふうに、考えていただいているのかなと思います。あくまでも概算ですが、お願いしたいと思います。

●議長（森山木の実） 伊藤議員。

◆4番（伊藤博美） ありがとうございます。細かい数字を出していただきました。負担にならない方がよろしいのですけれども、負担に備えて、私たちも反対だなということでもって、また言葉を強めていかなければいけないなと思っております。

次に、高齢期の支援について、考えていきたいと思っております。町が作成しました高齢者福祉計画というのがあるのですけれども、その数値から令和2年の2020年の人口に占める65才以上の人口は3578人、率にして43パーセントだというふうに出ております。5年後の令和7年、2025年には3664人、率にして50.46パーセントに達するとしています。これ以降、50パーセントは割ることはなく、町は人口に対して、高齢者人口の割合は、2人に1人が65才以上という超高齢化社会になると出ております。課長に伺いたいのですが、これ、福祉計画に載っていた数字ですので、間違いはないというふうに思います。これまで町政は住民福祉の向上、その充実に努めるとして施策を進めてきましたけれども、私は、超高齢化社会を迎えるにあたりまして、特に高齢者福祉の充実の町政の重点課題にと考えていきたいと思っております。ここで私は、老人福祉法というのがあるのですが、その一部を、ちょっと紹介してみたいと思います。こう書かれております。高齢者は多年に渡り、社会の発展に寄与してきた。豊富な知識を持っている。敬意されて生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるとあります。私も、高齢者が安心して暮らせる社会を作るとは、政治の重大な責任だと考えておりますが、町長の見解を伺いたいと思います。

●議長（森山木の実） 横川町長。

■町長（横川正知） 今、福祉法の関係で引用されて、そのお話をされました。色々な法律がありまして、例えば、児童福祉法の中でも、児童の立場についての尊重されるべき法律等々もあるわけでございます。議員がおっしゃっていることは、極めて高齢化のますますの進捗に伴って、課題は重要だよと、こういうふうに受け止めさせていただいておりますが、そのことも含めて、それぞれの世代が、やはりこの信濃町で暮らして良かったというふうなことになるように、総合的な施策として、これからも取り組んでまいりたいと思っております。

●議長（森山木の実） 伊藤議員。

◆4番（伊藤博美） 是非ひとつお願いしたいと思っております。そこで、高齢者にとって切実な要求のひとつであります難聴問題ということ、考えてみたいと思っております。私どもそうですが、若い時には想像もつかなかった、聴覚が次第に衰えてくるわけでありまして。日常生活を送る中で、言葉を聞いて、理解して、そして、嬉しいですと、悲しいですと

か、楽しいなとかということが、感情として起こってくるわけですが、これを互いにやり取りしているのがコミュニケーションだと言われています。ただ、難聴が進んできますと、このコミュニケーションが非常に難しくなってくる。それなりに対処しなければ、高齢者は社会に孤立してしまうだろうと、こういうふうに思います。難聴というのは一面、微笑みの障害というふうにも呼ばれているというふうに、私も聞いております。これは、お互いが話しをするわけですが、なかなか聞こえないと、何回も聞き返せばいいのだけれども、そんなに聞き返したのではということ、笑ってごまかしてしまうということ、微笑みの障害というふうに言われているのだそうです。なかなか相手に理解されないために、社会的にだんだんと孤立してしまう、この社会的孤立というのが、実は、認知症やうつ病を進行させるということも、これ、先日ちょっと話しました、医学的にも証明されていることだと言われました。課長にお聞きしますが、難聴の程度とデシベルについて伺いたいと思います。病院などで、聴力を検査すると、オージオグラムという聴力検査の結果が出てくるわけですが、重度になると等級が上がってくるわけですね。そのデシベルとの関係、説明をお願いしたいと思います。

●議長(森山木の実) 柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長(柄澤 豊) 聴覚障害の方の現在の身体障害者の手帳をお持ちの方は58人ほどおられるわけでございますけれども、聴覚障害の等級でございますけれども、2級、3級、4級、それから6級、1級と5級はないのですけれども、4段階ございます。それで、程度なのですけれども、2級、一番程度の高いと言いますか、等級の高いものになりますけれども、両耳の聴覚レベルがそれぞれ100デシベル以上の者、ほぼ両耳が全ろうとかたちになります。それから、3級でございますけれども、両耳の聴力レベルが90デシベル以上でございます。それから、4級でございますけれども、基本的に80デシベル以上でないとは聞こえない。それから、6級につきましては、70デシベル以上というような、もっと細かい基準もあるのですけれども、雑駁(ざっぱく)ですけれども、そういうふうに等級が決っております。

●議長(森山木の実) 伊藤議員。

◆4番(伊藤博美) 70デシベル以上は、高度な難聴というふうに言われているようですが、両方の耳が70デシベルを越すと身体障害者にこれは、該当をするというふうに思うのですが、これ、身体障害者の6級、等級は6級になるというふうに理解してよろしいですか。

●議長(森山木の実) 柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長(柄澤 豊) はい。70デシベル以上でないとは聞こえないというのが6級になります。

●議長(森山木の実) 伊藤議員。

◆4番（伊藤博美） 6級の人たちの人数、あるいは補装具であります補聴器の購入を申請しているという方の人数は分かりますか。

●議長（森山木の実） 柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長（柄澤 豊） 6級の手帳をお持ちの方は30人おられます。6級が一番多いのですけれども、それで補装具の補助事業、障害者総合福祉推進事業という補助事業があるのですが、たまたま令和元年度は7件、平成30年度は10件、平成29年度は7件というようなかたちで、毎年10件前後の申請がございます。ですので、対象の方はおそらくこの補助事業を利用して、手帳をお持ちの方は購入されているのだというふうに理解をしております。

●議長（森山木の実） 伊藤議員。

◆4番（伊藤博美） これは、国の補助事業ですけれども、補助事業を利用しているというのですが、国、県、町、そして個人負担というのがあると思うのですけれども、その内容をちょっとお示してください。

●議長（森山木の実） 柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長（柄澤 豊） 今ほど申し上げました障害者総合福祉推進事業の中に、補装具の支給制度がございます。聴覚障害の方ですと高度難聴用のポケット型のいわゆる補聴器ですとか、耳掛け型ですとか、そういった機器がございます。補助率は国が2分の1、県が4分の1、本人負担は通常1割をいただくのですけれども、非課税の方は無料というようなことで、その残額分を町が負担してございます。ただし、当然その補聴具、いくらでもいいというわけじゃなくて、ある程度基準額がございます。基準額の高い物で今、13万7000円ですとか、10万円台ぐらいの価格の補聴器が1番最高額になっています。信濃町のデータを見ますと、令和元年度の実績で見ますと、だいたい8万円ですとか、安い物ですと4万円台ぐらいのものもございます。4万円から8万円ぐらいの補聴器を購入していただいているということになりますので、その2分の1が国、4分の1が県、自己負担1割または無料で、残額は町というような形の補助事業になってございます。

●議長（森山木の実） 伊藤議員。

◆4番（伊藤博美） ありがとうございます。答弁にもありましたが、国の補助事業というものを利用すれば、大変格安で補装具としての補聴器は、手に入れることができるのだということでありまして、ただこれ身体障害者6級の等級でなければ、補装具の補助事業というのは受けられないということでもありますね。ただ、70デシベルというのは、ほとんどもう聞こえが困難だというふうに思ってもらった方がいいと思うのですよ。問

題は20デシベルから40、あるいは40から70デシベル、これそれぞれ難聴の中等ですとか軽度だとかあるわけですが、70デシベル、両方の耳で70デシベルというふうになりますと、ほとんど難聴で、高度な難聴になるというふうに言われております。本来は、軽度の状態から補聴器を装着していると慣れてきて、心地よいものになるのだそうですけれども、専門家の方にも聞きましたら、いきなり70デシベルだから、いきなり付けた時に、非常に違和感があつて聞きづらいだとか、雑音が入るだとか、そういうふうな状況になるのだそうです。これはやはり、40デシベル、あるいはその前後のところ、最初にもう補聴器を利用してもらった方が、一般の生活をやっていくには、非常に良いことなのですよということも聞いておりました。ただ、国の補助と言っても、非常に貧弱で弱いものになります。今言いましたように、等級に絡んでいる人はいいのですけれども、等級から外れている人が補装具として補聴器を持とうとすると、全額自己負担になるというふうになります。県内の自治体でも、この補聴器の購入に際して、一定の補助をしようとする自治体は増えてきております。町長に伺います。高齢者が、難聴が原因で、日常生活やコミュニケーションに難儀していることを理解していただきたい。そして、元気で生き生きと暮らしていけるように、補聴器の購入費用の負担軽減を具体化すべきだと思いますが、町長の見解を求めます。

●議長（森山木の実） 横川町長。

■町長（横川正知） 伊藤議員さんのご質問の主旨については、十分理解はさせていただきます。現行の中で、いわゆるひとつの補助と言いましても、今の国の制度を含めて、一定の基準の中でやらなきゃいけないということになるかと思えます。そういった面では、現行の国の制度を基準として、町も若干なりとも、そういうことでご支援をさせていただいているということもございますので、そのようなことでご理解をいただきたいと思えます。これも、こういう事業について、先ほどの課長の説明のように、国としての制度としてやっているということでもございます。したがって、時代に即応して、まさに高齢化社会における、こういった事業のあり方というのはむしろ国としても、トータル的に見直していただける、このことが大事になってくるのではないかなと思えますし、私も今後の中で、そういった機会があれば、国の方にも要請をしていきたいと思えます。

●議長（森山木の実） 伊藤議員。

◆4番（伊藤博美） 国の方でもこれは、何年ぐらい前でしょう。わが党の大門実記史参議院議員が、参議院の予算委員会の中におきまして、麻生大臣にお聞きしたんですね。こういう問題が起こっているということで、麻生大臣は、それは大問題だなと前向きに考えていかなければいけないなという答弁が出ておりました。それ以後、各自治体がそれぞれ独自の取り組みを進めてきているということも伺っております。日常会話はもちろんなのですが、例えば、防災無線、こういったものが、聞こえなくなつてはいけません。町独自の補助制度の創設に、前向きに検討することを強く求めて、私の質問を終わりにいたします。

令和 3 年第 418 回信濃町議会定例会 2 月第 2 回会議会議録（3 日目）

- 議長（森山木の実） 以上で、伊藤議員の一般質問を終わります。この際、2時50分まで休憩といたします。

（午後 2 時 36 分 終了）